

2. 第3回協議会でのご意見等と事務局回答

議題1：第2回協議会の主な意見とその対応について
議題2：パブリックコメントで提出された意見及び市の考え方(案)について

	議題	基本構想の主な該当箇所	ご意見等	事務局回答
1	1 (心のバリアフリーについて)	3-1 第3章 茨木市バリアフリー基本方針 3.1 基本理念	第2回の協議会での心のバリアフリーにつきまして、基本構想案の標語についてのご意見に対して【きもちよく移動できるまち いばらき】と修正して頂き、とても良くなったと思います。有難うございます。 他のパブリックコメントでのご意見等にも、真摯に考えて頂き嬉しく存じます。 今後ともさらに、茨木市バリアフリー基本構想が発展致しますように どうぞ宜しくお願い致します。 有難うございました。	ご意見いただきありがとうございます。
2	1 (心のバリアフリーについて)	3-1 第3章 茨木市バリアフリー基本方針 3.1 基本理念	基本構想3-1 標語「楽々と」について、ほかの表現に変更できないか。	基本理念の標語は、「楽々と」という表現含め、市のめざすものであるため(案)のままといたします。
3	1 (心のバリアフリーについて)	5-50 第5章 実施すべき特定事業等 5.6 教育啓発特定事業	「優しさ」「親切」といった、情緒的な理解に留まること無く、障害の有無にかかわらず社会の構成員として、多様な特性を持つ人が存在するという趣旨の理解を深める機会が大切だとおもいます。 学校関係者（教職員）に上記の趣旨を知って頂く機会の確保を作って頂きたい。	市・学校・教育委員会が連携し、当事者の参画も含め、教育啓発特定事業の取り組みを継続的に実施いたします。また、学校における障害に対する一層の理解を図るため、教育委員会が主体となり、教職員を対象とした障害理解研修をはじめ、支援教育連絡会の取り組みを継続的に実施してまいります。
4	1 (心のバリアフリーについて)	5-50 第5章 実施すべき特定事業等 5.6 教育啓発特定事業	学校の先生について、障害の理解についての学習会や当事者の参画を進めてほしいです。	
5	2 (通番7)	5-48 第5章 実施すべき特定事業等 5.6 教育啓発特定事業	教育啓発特定事業について、先生への障害理解をより推進していただきたい。第2回協議会で他の委員が意見していたが、本当にそのとおりだと思う。	
6	1 (公立小中学校のバリアフリーについて)	1-4 第1章 計画の概要 1.1.2 基本構想改定にあたって	公立小中学校のバリアフリーを進めていく際には、設計の段階から利用される生徒さん、茨木市バリアフリー基本構想協議会の委員の当事者に話を聞いてから進めてください。また、工事終了してから評価もうけて下さい。	通学児童・生徒の入学等に合わせて各学校施設のバリアフリー化を順次進めておりますが、学校及び協議会委員への意見聴取や工事終了後の評価等について、施設課と調整のうえ、今後の検討課題といたします。
7	1 (小規模店舗のバリアフリーについて)		事務局提案では、各関係機関(障害福祉課、商工会議所)と連携して、店舗への啓発活動に取り組んでまいります。と回答されていますが、来年度、どのように啓発に取り組んでいくか計画を教えてください。	商工会議所を通じて、各事業者等が集まる定例会議やイベント等において、「茨木市事業者の合理的配慮の提供に係る助成金」制度(障害福祉課)について、周知・啓発を図っておりますが、引き続き小規模店舗のバリアフリー化を目指し、周知・啓発に努めます。
8	1 (小規模店舗のバリアフリーについて)		啓発活動とはどのようなものか。 また、いつまでに等区切りあるものにされたい。	
9	1 (マスタープランについて)	1-4 第1章 計画の概要 1.1.2 基本構想改定にあたって	議論の幅を広げるためにも必要であり、小回りの利いたものになると思います。 いずれにしても障害当事者等の意見をそのつど聞いたうえで、できる限りの協力体制をお願いします。	まずは基本構想で設定している重点整備地区において具体的な事業を着実に進めることが重要であると考えているため、マスタープランを新たに作成する考えはありませんが、今後の施策推進にあたり、当協議会での協議をはじめ、関係者と連携した取り組みを推進してまいります。
10	2 (通番2)		ぜひ、特集記事をお願いしたい。担当課の成果にもなり、仕事へのモチベーションや市の取り組みをPRする機会でもある。 また、市民は市町村が思っている以上に市が何をしているかを知らないことがある。 面倒なことを恐れて後ろ向きな回答をしているならば、職員に採用された時点で「見られている仕事」であることを自覚するべきである。 なので、広報をよろしく願います。	特集記事を作成する予定はございませんが、内容を簡潔にまとめた概要版の作成・公表を行うなど、分かりやすい周知に努めます。
11	2 (通番5)	5-6 第5章 実施すべき特定事業等 5.2.2 道路特定事業	斎場〜茨木駅の道路について、一歩前進した回答内容になっており、嬉しく思う。	ご意見いただきありがとうございます。
12	2 (通番6)	5-20 第5章 実施すべき特定事業等 5.2.6 建築物特定事業	警察署は本当に建て替えが移転したほうがよい。駅から警察署までいくのも道が整っておらず大変である。	ご意見いただきました内容を、警察署(建築物特定事業)の実施主体である茨木警察へお伝えします。
13	2 (通番9)	参考-36 参考資料6 用語説明	用語説明の掲載ページの追記はありがたい。	ご意見いただきありがとうございます。
14	2 (通番10)		「アンダーパスにおける自転車のスピードを出した走行」には、私も以前から危険性を感じています。市は、現状でも十分留意しているとのことですが、一旦事故が起これば、恐らく大きな事故になる可能性がありますことから、この意見に対しては今後の具体的な実効性のある対策を期待します。	具体的な実効性のある対策につきましては、茨木警察と連携し、自転車マナー向上に向けた啓発等を実施するとともに、今後の検討課題といたします。
15	2 (通番16)		バス会社の対応は乗務員によるが、視覚障害者への配慮含め全体的によかった。	ご意見いただきありがとうございます。

	議題	基本構想の主な該当箇所	ご意見等	事務局回答
16	2 (通番18)		障害者減免が適用されるICカードが、JR西日本で利用できるよう今後も要望していく。ICカードが利用できないと、無人駅や職員対応中に本当に困る。	引き続き行政からもJR西日本に対して要望してまいります。
17	1, 2		(協議会の存在目的の確認) 当協議会の立ち位置は、作成済みの基本構想案について該当者の置かれている立場から提案、要望を聴くことにあるのでしょうか。それとも基本構想自体の内容も協議の対象でしょうか。 現状の認識では、単に該当者の要望の羅列になっており、一方構想の是非についての協議がなされていない、いや協議を避けての事務局の対応と判断される。	本協議会は、バリアフリー法に規定する基本構想の策定及び見直しについての協議並びに基本構想の実施に係る連絡調整を行うことを目的として設置されております。 本市の基本構想は、平成26年度から平成27年度にかけて協議会での協議を経て策定し実施してまいりましたが、目標年次を迎えたことから改定するにあたり、今年度、あらためて協議いただいております。改定の方針は、特定事業の進捗確認と次期目標の設定を主としており、基本構想自体の大幅な変更は想定しておりませんが、基本構想に位置付ける事業や取組の推進にあたっては、委員それぞれの立場からのご意見が重要と考えます。今後も定期的な協議会の開催により委員各位の意見を伺いながら、基本構想の進行管理を行ってまいります。
18	1, 2		(当事者の意見について) それぞれの所属の団体の代表的立場の方が委員となられているが、その要望が団体を纏めての総意ではなく個人の意見となっていると思うケースが多いが、これでは、各該当者の意見としてとらえることが困難ではないか。各団体には、継続的に勤務を持っている人、そうではない人などが混在し、ニーズが大きく異なるはずである。	各団体の中でも個々のニーズは多種多様であることから、すべてを代表である委員がとりまとめてご発言されることは困難であるかと思いますが、いただきましたご意見は参考にさせていただきます。
19	1, 2		(バリアフリーの概念と層別施策の必要性) 一口でバリアフリーと言っているが、状況によってニーズが大きく異なるはずである。当初は、まずある程度人の助けをかりながらも多少の制約下で活動できるレベル、ついで安全を維持しつつ自身だけで活動可能なレベル、更にはその活動に制限を大きく受けないで満足して健常者に近い活動のレベルと大きくは3 層ぐらいに分類し、それぞれのレベルでの対策が必要であるはずだが、そうはなっていない。	高齢者、障害者等にとって身体の機能上の制限だけでなく、社会における事物、制度、慣行、概念等、日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものは様々であると認識しております。 各施設設置管理者が実施するバリアフリー基準（移動等円滑化基準）への適合によるハード整備に加えて、心のバリアフリーに関する取組を推進し、また、定期的な評価・見直しを行うことにより、高齢者、障害者等の移動上及び施設利用上の利便性及び安全性の向上が促進されるものと考えます。
20	1, 2		(施策継続の環境) これは、以前第2 回協議会のあとで、12 月 14 日付けで、送付したメールに記載しましたが、上記3 層でのバリアフリー整備を継続するためには、行政、及び各機関（鉄道など）はそれなりの費用を必要するはずであり、従来と対比して今後数年間にどの程度の支出を計画しているのかを明確にし、どの時点でどこまで環境を整える覚悟があるかを明示すべきである。	本基本構想は、市のバリアフリーに関する基本方針と重点的に整備を行う重点整備地区3 地区におけるバリアフリー化に関する基本的な事項を記載しており、予算措置等については言及しておりません。個別の事業については、各施設設置管理者が、特定事業計画を作成し、事業を推進しております。
21	1, 2		(事務局の立ち場) 当協議会を単なる当該者のガス抜きの、そして意見徴収した口実として使うことはあってはならないことを改めて認識いただきたい。	基本構想の策定、見直し及び実施にあたりましては、関係者で構成する協議会での協議が重要であると認識しております。
22	その他		なんとも言うようですが、聞こえないので、文字掲示板が理想ですが、せめて、何かが起こってるお知らせランプとか、付けて頂けたらありがたいです。(事故→赤ランプとか)	ご意見いただきました内容を関係機関へ情報共有させていただきます。
23	その他		モノレールで切符を買う時に障害者専用の窓口で買うのですが、普通に話しかけてくる人がいます。障害者には、聴覚障害者も居る事を伝えて貰えたらありがたいです。	ご意見いただきました内容を関係機関へ情報共有させていただきます。
24	その他	第2章 茨木市の現況と課題 2.3.3 道路(歩道)の課題 【課題の補足事項】	「また、聴力障害者はベルの音が聞き取れない場合」とありますが、聞き取れないでなく、聞こえないのですが…仮に補聴器をかけても中途失聴者は、ベルの音が分かる人も居ますが、普通は、補聴器かけて音は聞こえても何の音かは、判断できないのが普通です。その事をわかってほしいので記入しました。	本文の内容は変更いたしません、参考にさせていただきます。
25	その他		葦原小学校近くの横断歩道の音声信号にしてほしい、	ご意見いただきました内容を交通管理者である茨木警察へお伝えします。